

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府による入国規制の変更(政府通達の発出))

令和4年1月13日
在スラバヤ日本国総領事館

●1月12日、インドネシア政府は、外国人の入国規制を一部変更する通達を発出し、14か国からの外国人の入国禁止措置を撤回しました。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、1月12日付け通達(第2号)を発出し、外国人の入国に係る規制を一部変更する措置を発表しました。この措置は、1月12日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

2. 同通達により、過去14日間以内に14か国(南アフリカ、ボツワナ、ノルウェー、フランス、アンゴラ、ザンビア、ジンバブエ、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、エスワティニ、レソト、英国、デンマーク、フランス)への訪問歴がある外国人のインドネシア入国禁止が撤回されました。

3. 上記2. 以外に入国規制の変更はなく、入国後の政府指定ホテルでの隔離期間は、引き続き7×24時間とされています。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。入国措置についても、今後見直しが行われるおそれがありますので、邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。(了)